



最高裁秘書第1765号

平成29年4月17日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

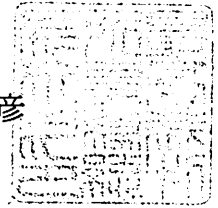
諮問番号 平成29年度（最情）諮問第7号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330（直通）

平成29年4月13日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諮問日等

(1) 諮問日

平成29年4月13日

(2) 諮問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした開示の判断に対し、「裁判所の庁舎等の管理に関する規程」以外にも、本件対象文書に該当する司法行政文書が存在する旨主張しているが、当該判断は相当であるとする。

2 理由

(1) 開示申出の内容

司法研修所構内の写真撮影を禁止している理由が分かる文書（最新版）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成28年12月15日付けで「裁判所の庁舎等の管理に関する規程」を開示する判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 裁判所においては、原判断機関としての最高裁判所が開示した、裁判所の庁舎等の管理に関する規程（以下「規程」という。）を直接の根拠として写

真撮影を禁止している。

- イ 司法研修所の建物及び土地等も規程第1条の庁舎等に該当するため、司法研修所においても規程を根拠として写真撮影を禁止しているものである。
- ウ 規程の他に司法研修所構内の写真撮影を禁止している理由が分かる文書は存在しない。
- エ なお、念のため文書探索を行ったが、対象文書は存在しなかった。
- オ よって、原判断は相当である。